

## 10月1日以降の須坂市としての対応について

令和2年(2020年)9月30日  
新型コロナウイルス感染症須坂市対策本部

緊急事態宣言の全面的な解除から4カ月が経過し、長野県では7月11日以降連日のように新たな感染者が確認され、「第2波」が到来したと認められる状況が生じましたが、9月28日には人口10万人当たりの新規感染者数は、0.19人まで低下しました。しかし、10月以降は、感染の再拡大や季節性インフルエンザの流行期に備えた体制整備を進めるとともに、停滞している社会経済活動の活性化を図る重要な時期であり、県が10月1日以降の対応方針を示したことから、これらを踏まえ、本市では次のとおり対応します。

### I 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組

#### 1 市民の皆さまへ

##### (1) 基本的な感染防止策の徹底

ア 基本的な感染防止策（身体的距離の確保、人と接する場合はマスクの着用、手洗い、手指の消毒、「3つの密」を避ける）を継続し、「新しい生活様式」を定着させ、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろげない」（地域を守る）ための行動をお願いします。

また、他県から来訪した方にも周知を図り、行動を呼びかけてください。

イ 発熱や風邪等の症状がある場合には外出を控え、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」等を活用し、自分の健康観察を行い、自己の行動歴について記録などしておいてください。

##### (2) 県外との往来について

直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回っている都道府県への往来に当たっては、基本的な感染防止策の徹底、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店などへの訪問を控えるなど、慎重な行動をお願いします。

また、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が5.0人を上回っている都道府県への往来については、必要性をあらためて検討した上で、慎重に判断し、往来する場合にあっては慎重な行動をお願いします。

(3) 会食、飲み会における感染リスクについて

会食や飲み会における感染例が確認されていることを踏まえ、会食等の際には飛沫や接触感染が起きやすい多人数による実施や、長時間におよぶ会食、大声を出す行動等を控えるなど、感染リスクが高い行動を避けてください。

また、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止策を講じている飲食店等の利用を推奨します。

(4) ご家族や周囲に高齢者や持病がある方など重症化リスクが高い方がいらっしゃる場合には、「ウイルスをうつさない」意識を持って行動をお願いします。

また、病院や高齢者施設、障がい者施設においては、重症になりやすい患者や利用者の安全を守る上で、外部からウイルスを持ち込まないことが特に重要です。

お見舞いや面会については、施設の指示に従ってください。

(5) 人権への配慮についての依頼

ア 患者・感染者・医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など市民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、行動してください。

また、感染拡大している地域に居住する方々や該当地域と行き来されている方々に対する、不当な差別や偏見、誹謗中傷を行わないよう冷静な行動をお願いします。

イ 誰もが感染する可能性があるという意識を持って、感染者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくりましょう。

## 2 事業者の皆様へ

(1) 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを遵守し、業種の特性に応じて、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、入場者が手を触れる箇所の定期的な消毒、入場者の健康状態の問取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底をお願いします。（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく長野県知事の実施要請）

(2) 観光関連事業者は、各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底し、本市を訪れる観光客に対しても「信州版『新たな旅のすゝめ』」を活用して感染防止対策の呼びかけをお願いします。

## II 市としての取組

### 1 市関係施設について

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインに沿って適切な感染防止策の徹底を図りながら運営します。

### 2 イベント等について

- (1) 市主催のイベント・行事については、当面、別添「9月19日以降のイベント開催の目安について」に沿って、感染防止に最大限の注意を払いながら実施します。

なお、イベント等の場において濃厚接触者をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）とともに、参加者に感染者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（参加者の連絡先の確認を行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底します。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予め意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や不参加も許容されるものであることを周知します。

- (2) 民間が主催するイベント等については、以下の基準を遵守してください。（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく長野県知事の要請）

ア 別添「9月19日以降のイベント開催の目安について」のとおりとしてください。

イ イベントを開催する前に参加者への接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などお願いします。

ウ 全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベントの開催を予定する場合には、県に事前相談をしてください。

※イベント開催の目安の概要

○ 当面11月末まで、以下のとおりです。（必要な感染防止策が担保される場合。）

○ 収容率要件と人数上限のいずれか小さいほうを限度とする（両方の条件を満たす必要）

① 収容率要件について

- ・ 感染リスクがの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内

- その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)については 50%以内(ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1席空ければ50%超も可能)
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人員の50%までを可とする。

イベントの種類	収容率		人数上限
	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演、式典、展示会等)	大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等)	
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内(※) (席がない場合は十分な間隔)	①収容人数 10,000人超⇒収容人数の50% ②収容人数 10,000人以下⇒5,000人 (注)収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

※ただし、異なるグループ(5名以内)間で座席を1席開ければ50%超も可能

### 3 地域の支えあいによる消費の促進

大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を応援するとともに、「新しい生活様式」への対応を促進するため、事業活動における消費の促進を支援します。

### 4 学校・保育園・児童クラブについて

感染防止対策を行いながら運営しています。

### 5 避難時における新型コロナウイルス感染症対策

「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、市民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、指定避難場所への避難のほか、自家用車による避難や知人・親せき宅への避難を周知します。